

令和6年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 26 日 火曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和 6 年 3 月 26 日 9 時 30 分			議 長	西 昭 夫	
	閉 会	令和 6 年 3 月 26 日 10 時 32 分			議 長	西 昭 夫	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6 名 欠席 1 名 欠員 1 名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜	×	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10 名 欠席 0 名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署 名 議 員	6 番	田 中 良 三		7 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 6 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 26 日～令和 6 年 3 月 26 日 会期 1 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 26 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 承認第 1 号 笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第 6 同意第 1 号 笠置町監査委員の任命につき同意を求める件
- 第 7 議案第 21 号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第 8 議案第 22 号 笠置町債権管理条例制定の件
- 第 9 発委第 1 号 笠置町議会委員会条例一部改正の件
- 第 10 発委第 2 号 笠置町議会会議規則一部改正の件
- 第 11 相楽広域行政組合議会議員の選挙の件
- 第 12 国民健康保険山城病院組合議会議員の選挙の件
- 第 13 相楽東部広域連合議会議員の選挙の件
- 第 14 相楽中部消防組合議会議員の選挙の件
- 第 15 加茂笠置組合議会議員の選挙の件
- 第 16 閉会中の継続調査及び継続審査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年3月第1回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本臨時会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたしますとともに、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

日程に入ります前に先立ち、閉会中の議員辞職について御報告申し上げます。

坂本英人議員から去る2月28日に、同月29日付で議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、2月29日に許可をいたしました。

これらに伴い、2名の議員が欠員となりましたが、先の笠置町議会議員補欠選挙で山本勝喜議員が当選されましたので、併せて御報告申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和6年3月第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中議員につきましては、体調管理のため帽子の着用を認めます。

また、山本議員より体調不良のため欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回の補欠選挙で当選されました山本議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、4番議席と指定いたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、田中良三議員及び7番、由本好史議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

議員の欠員により各委員会委員に 2 名の欠員が生じておりましたが、議会運営委員会、総合常任委員会及びいこいの館運営対策特別委員会に、それぞれ山本勝喜議員を、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により委員に選任いたしましたので報告いたします。

また、いこいの館運営対策特別委員長に向出議員が、副委員長に由本議員が互選されたので併せて御報告いたします。

以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、今臨時会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

各議案の質疑につきましては、今臨時会においては質疑通告の提出はありませんでしたので、したがって、質疑は挙手により行ってください。

質疑は全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について 3 回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和 6 年第 1 回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

3 月 3 0 日にさくらまつりを開催すべく準備を進めておりますが、先週からの冷え込みにより、桜のつぼみもまだ硬く、開花が遅れるのではと考えています。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

去る 3 月 1 7 日に、任期満了による笠置町長選挙と、欠員による笠置町議会議員の補欠選挙が執行されました。町長選挙におきましては、山本篤志さんが当選され、4 月 1 日から新しい体制で町政を運営いただきます。また、議会議員補欠選挙におきましては、同日に選挙が開催され、山本勝喜議員が当選されました。お二方には、心よりお祝い申し上げますとともに御活躍を御期待申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます案件は、承認 1 件、同意 1 件、議事案件 2 件でございます。
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。以上
です。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第 5、承認第 1 号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認
を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。承認第 1 号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認
を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正により、能登半島地震災害における雑損控除等の特例規定を附則
に設けることとされたため、令和 6 年 3 月 4 日付で専決処分したので、議会の承認をお願い
するものです。御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第 1 号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求め
る件について説明いたします。

地方税法の一部改正により、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例を設ける
こととされました。こちらが新旧対照表 3 ページ右欄になります。公布の日から施行し、適
応は令和 6 年 2 月 21 日です。

これで説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第 1 号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 1 号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決い
たします。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、原案のとおり承認されました。

議長(西 昭夫君) 日程第6、同意第1号、笠置町監査委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって向出健議員の退場を求めます。

(向出議員 退場)

議長(西 昭夫君) 提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。同意第1号、笠置町監査委員の任命につき同意を求める件について提案理由を申し上げます。

議会選出の監査委員に欠員が生じたため、新たに監査委員の任命を行うため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。御同意いただけますようお願いいたします。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。同意第1号につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

同意第1号、笠置町監査委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に任命したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月26日提出、笠置町長中淳志。

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置。氏名、向出健。

提案理由といたしましては、先ほど町長申しましたとおり、議会選出の監査委員の欠員により新たに監査委員の任命を行うものでございます。以上です。

議長(西 昭夫君) 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略します。

これから同意第1号、笠置町監査委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、同意第1号、笠置町監査委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

向出議員の入場を求めます。

(向出議員 入場)

議長(西 昭夫君) 向出議員に申し上げます。

本件は、原案のとおり同意されましたので、その旨を告知いたします。

議長(西 昭夫君) 日程第7、議案第21号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第21号、笠置町介護保険条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準を変更するとともに、令和6年4月から新たな介護保険事業計画期間に入ることに伴い、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき令和6年4月からの3か年間の介護保険事業に要する給付費を算定した結果、保険料の変更をいたしたく改正を行うものです。施行日は令和6年4月1日からでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) 失礼いたします。議案第21号、笠置町介護保険条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、令和6年度から8年度の3年間の介護給付費の見込額を算出し、算出した見込額に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるため及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。またあわせて参考資料も御覧いただければと思い

ます。

まず介護保険料設定の根拠規定の変更でございます。第8条の第1項がその部分に当たります。介護保険料施行令の規定に基づき、国の標準段階と同じ設定とする場合は施行令第38条が、国の標準段階を超える設定とする場合は施行令第39条が根拠となります。第9期では、国が標準段階を9段階から13段階に多段階化したことにより、町の段階が国の標準段階と同じ13段階となったことから、引用する根拠規定を施行令第39条から38条に変更するものでございます。

続きまして、介護保険料の改定でございます。第8条第1項の第1号から第13号がこれに当たります。介護保険料につきましては、今後3年間の介護給付費総額の23%分を65歳以上の方の保険料で賄う制度となっております。令和6年度から3年間で保険料収入必要額は約1億5,000万円と見込んでおり、予定保険料収入率等を踏まえた第1号被保険者保険料は基準額で月額7,140円、年額8万5,680円となります。なお、保険料の上昇の抑制を図るため、3年間で基金を720万円財源に当てる計画としております。

まず、第8条第1項第1号につきましては、参考資料の一覧表で言いますと第1段階のところになります。保険料4万1,880円を3万9,000円に改正しております。年額で2,880円の減となっております。第2号では、第2段階の保険料になります。5万4,480円を5万8,800円に改正しております。年額で4,320円の増となっております。次に第3号では、第3段階の保険料になります。6万2,760円を5万9,160円に改正しております。年額で3,600円の減となっております。次に第4号では、第4段階の保険料となります。7万5,360円を7万7,160円に改正しております。年額で1,800円の増となります。

次に第5号では、第5段階の保険料になります。これがいわゆる一般的に基準額と言われるところでございます。8万3,640円を8万5,680円に改正しております。月額では170円の増で7,140円、年額で2,040円の増となっております。次に第6号では、第6段階の保険料となります。10万8,840円を11万1,480円に改正しております。年額で2,640円の増になります。

4ページをお願いいたします。

第7号では、第7段階の保険料になります。11万7,120円を12万円に改正しております。年額で2,880円の増になります。

5ページをお願いいたします。

第8号では、第8段階の保険料で14万2,200円を14万5,680円に改正しております。年額で3,480円の増になります。第9号では第9段階の保険料でございます。15万9,000円を16万2,840円に改正しております。年額で3,840円の増でございます。第10号では、第10段階の保険料で、17万5,680円を18万円に改正しております。年額で4,320円の増となります。

6ページをお願いいたします。

第11号では、第11段階の保険料で19万2,480円を19万7,160円に改正しております。年額で4,680円の増になります。第12号では第12段階の保険料でございます。20万9,160円を21万4,200円に改正しております。年額で5,040円の増でございます。第13号では第13段階の保険料で23万4,240円を24万円に改正しております。年額で5,760円の増となります。

続きまして、第7段階以降の基準所得金額の設定でございます。これは第8条の第2項から第7項が該当いたします。第9期では、国が標準段階を9段階から13段階に多段階化した、国の第7段階以降の基準所得金額は、既に13段階に設定しております町の基準所得金額と異なることから、第7段階以降の基準所得金額を設定するものでございます。

まず第2項では、第7段階の基準所得金額を200万円としております。第3項では第8段階の基準所得金額を250万円にしております。第4項では第9段階の基準所得金額を300万円にしております。第5項では第10段階の基準所得金額を350万円としております。第6項では第11段階の基準所得金額を450万円にしております。第7項では第12段階の基準所得金額を600万円といたしております。

続きまして、基準額に対する割合の変更でございます。これにつきましては、第8項から第10項に当たります。介護保険法施行令の一部改正において低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、町民税非課税世帯である第1段階から第3段階までに係る基準額に対する割合が引下げられたことから、本町の割合を国が示した割合に改正しようとするものでございます。第1段階では、一覧表で言いますと括弧の部分でございます。軽減後ですが、2万4,480円でございます。第2段階では軽減後は4万1,640円となります。第3段階では軽減後は5万8,800円でございます。

8ページをお願いいたします。

最後、第10条でございます。これにつきましては、介護保険施行令第38条第1項の号の新設に伴う形質的な改正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第21号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

令和6年度の介護保険の特別会計の予算は既にもう成立しておりますが、今回、条例の一部改正することによりましてですね、介護保険料はどのようになるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算で上げさせていただいた保険料は、現在説明させていただいた保険料ではございませんので、改めて算定をさせていただいて改めて計上させていただくと、補正をさせていただくという形になります。保険料については、今回了解いただけましたら、今説明させていただいた保険料が令和6年4月1日からの保険料という形になります。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この条例の改正によってですね、保険料が幾ら上がるかというのが、ちょっと分からないという答弁だったかなと思うんですけれども、今回の改正はですね、第9期の介護保険事業計画における介護給付費等対象サービスの見込料を踏まえた保険料率の改定ということなんです。このサービスの見込料がですね、毎年、確定していったりですね、変更していった場合はどうなるのかというのが1点なんですけれども、令和6年から8年の3か年の分になると思うんですけれども、それは全く変更しないですってしてしまうのかということと、毎年多くの剰余金が発生していると思うんですけれども、本当にこの保険料率を改定する必要があるのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の保険料につきましては、由本議員の説明にもありましたように、3か年のサービス、給付費の見込みで算定をしております。ですので、この3か年間については保険料の変更というものはございません。また、剰余金のほうですけれども、説明もさせていただいたんですけれども、介護保険料の抑制を図るために今回の、この6年度から8年度の3か年で720万円を財源として充当する計画をしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

剰余金の話なんですけれども、令和4年度でもですね、1, 800万ぐらいの剰余金が出てますしね、令和3年度は2, 300万ぐらいの剰余金が出てるわけですよ。令和5年度もですね、そろそろ決算見込みが出ると思うんですけれどもね、本当にそういうのが必要なのかということと、先ほどもまた言いましたとおりね、毎年そのサービスの見込料で算出されているんですけれども、その確定した場合ですね、それも3年間もこれでいくんじゃなくってですね、逆に足らなかった場合とかですね、そういったあたりも変更する必要があるのかなとは思ってますけれども、そういったあたりの考えはどうなんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

保険料につきましては、3か年については変えないというのが決まりと言いますか、この第9期ではこの保険料でいくという形になります。もし、足らなくなった場合等につきましては、基金等積み立てておりますので、その中から取崩してその財源として対応させていただくという形でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

議案第21号、笠置町介護保険条例一部改正の件について反対討論を行います。

先ほど、答弁の中にもありましたように、一定抑制のために720万円を3か年で入れるという対応や、また、第1段階、第3段階については保険料が安くなるなど、一定の配慮はありますけれども、やはり全般的には保険料が上がるということになっております。特に、第2段階ですね、下から数えて第2段階のところはかえって逆に国の料率をかけることによって上がっているというような矛盾も起きております。

先ほど、他の議員からもあったように、剰余金もある中で本当に上げる必要があるのか、もう一つ物価高騰対策では、地域振興券であったりとか、商品券を配布するなどして、対応していることとの整合性も含めて本当に必要があるのかという疑問があります。

特に、例えば第5段階基準額というのは、本人が住民税非課税で、世帯は課税されている

と、そして本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が８０万円を超えたところとなっておりますけれども、これで十分な収入や所得があるというふうに言えるのかどうか、今回の改定で月額で７，１４０円の負担をしなければいけないということになっております。

もともとから引上げ前の額についても、本当に家計の負担になっていなかったのかどうかも含めて、そもそももっと引き下げる、特に所得の低いところをもっと基準額も含めて配慮が必要なのではないかというふうに考えております。少なくとも、この状況の中、物価高騰もある中で引上げについては反対を表明いたしまして、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第２１号、笠置町介護保険条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第２１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第２１号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第８、議案第２２号、笠置町債権管理条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第２２号、笠置町債権管理条例制定の件について提案理由を申し上げます。

町の債権について、住民の公平・公正な負担と健全な行財政運営を進め、債権管理の適正化と事務処理の効率化を図るため、事務処理に関し必要な事項を定めるものです。御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。それでは議案第２２号、笠置町債権管理条例制定の件につきまして説明をさせていただきます。

それでは１ページからお願いいたします。

笠置町債権管理条例といたしまして、第１条では目的を規定しております。町の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、住民の公平・公正な負担及び健全な行財政運

営を図ることを目的としております。第2条におきましては、定義として規定しております。町の債権、これは金銭の給付を目的とする町の権利をいいます。第2号におきましては、町税でありまして、地方税法の規定に基づく徴収金に係るものとなっております。公課といたしましては、第2号の町税以外の債権のうち、法令の規定に基づいて国税や地方税の滞納処分の例により処分することができるものとしております。第4号その他の債権といたしましては、町の債権のうち前2号以外のものとしておりまして、保険料、これ介護保険料や保育料、水道使用量や住宅使用料など公債権・私債権を規定しております。

第4条でございます。町長の責務といたしましては、法令、条例、またほかの規則等の定めによりまして、督促や滞納処分、強制執行、必要な措置などをしなければならないと規定しております。第5条では台帳の整備といたしまして、町の債権を管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備することとしておりまして、台帳におきましては、債権の名称や債務者の氏名、住所、債権の金額など規則でその内容を規定する予定でございます。第6条におきましては、督促を規定しております。地方自治法231条の3や地方自治法施行令171条によりまして、町の債権については期限を指定して督促するという規定にしております。第2項におきましては、その督促手数料といたしましては、1通につき100円、これは税金等と同様でございますが、100円を徴収するというふうにしております。

2ページでございます。

第7条、履行期限の繰上げでございます。こちらは地方自治法施行令171条の3に規定されておりまして、町の債務について履行期限を繰り上げることができるというふうな規定にしております。第8条では滞納処分等を規定しております。こちらについても、地方自治法施行令に伴いまして行うということの規定でございます。第9条の強制執行等につきましては、地方自治法施行令171条に基づきまして町の債権につきましては、督促をした後、相当の期間を経過しても履行されないときは、強制執行を行う旨を規定しております。ここに規定している相当の期間というものは規則におきまして、おおむね1年以内というふうに規定する予定でございます。第10条におきましては、債権の申出等ということを規定しております。債務者が強制執行や破産手続きの開始等の決定を受けたことを知った場合はその措置を行うというふうな規定にしております。

第11条におきましては、徴収停止を規定しております。こちら町長はその他の債権で履行期限相当の期間を経過しても履行されないものにつきましては、保全及び取立てをしな

いことができるというふうな停止の措置を規定しております。こちらも相当期間というものをおおむね1年間と規則において規定する予定であります。第12条におきましては、履行延期の特約でございます。こちらも地方自治法施行令第171条の6によりまして規定するものでございます。債務につきまして、該当事項によりまして履行期限の延長する特約、また、処分することができるというふうな規定でございます。

4ページ、第13条におきましては、その他の債権の放棄を規定しております。町長は、債権につきまして、6つの規定によりまして、当該の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができるとしております。債務者が生活保護法の規定による保護を受けることによる資財、資力の回復困難等。また、第2号におきましては、破産法の規定によりまして、その責任を免れたとき等の規定となっております。第13条の第2項におきましては、第1項におきまして、債権放棄した場合は議会に報告するというふうな規定としております。第2項の議会に報告する内容につきましては、債権の名称や放棄した債権の額、放棄した事由等を規則において項目を規定することとしております。

最後附則でございます、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行することとして議決をいただく旨で提出させていただきました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第22号についての質疑通告はありません。質疑はありますか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

笠置町債権管理条例は簡易水道特別会計で使用料が15年以上前の収入未済額があり、令和4年度決算では、収入未済額が211万円以上がありました。主にこの収入未済額を成立するために条例を制定するんだと思うんですけども、そのほかですね、この債権管理条例を活用するものがあるのか、また、水道の使用料等の収入未済額の処理はこの後どのようにされるのか具体的に教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問をお答えさせていただきます。

この債権につきましては、水道使用料だけではなく住宅使用料、また介護保険料や保育料等も関係してくると思っております。使用料につきましては、もちろん住宅だけではなく、運動公園、今現在滞納ということは起こっておりませんが、今後起こり得る可能性もござい

ますので、全てのものに対応するためのものがございます。なお、説明させていただきましたとおり町税につきましては、今回のこの条例ではなく、地方税機構のほうで対応していただいておりますので、あくまでもその他の債権というところで公債権、私債権というふうなことを想定しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それとですね、第 11 条では差し押さえることができる財産の価格が強制執行の費用を超えないと認められるときや、債権金額は少額で取立てに要する費用に満たないと認められるときとありますが、言っておられることはよく分かるんですけども、しかし、住民の公平・公正な負担を目的とされておりますので、債権金額が少額であれ、支払っていただく必要があると思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたいというのと、また 13 条の第 2 項で、債権を放棄したときはこれを議会に報告しなければならないとありますが、債権を放棄した後に、その議会に報告していただくということなんですけれども、債権放棄した後に議会に報告していただいてですね、どのようにするのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思うんですけども、税とかでしたらその決算書でですね、不納欠損という形で出てくるわけですね。その度々に議会にも報告していただけないと思うんですけども、そのあたりの考えですね、教えていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさせていただきます。

まず第 11 条の件でございますが、おっしゃっていただいたように、公平・公正な住民の負担を求めるためには、できる限り徴収停止というところにはならないように考えております。まだ初めてのことでどのような形でということはあると思いますが、町内それぞれの課でっております徴収金、例えばこちらの課で先に徴収しに行ったとかということのないように、町内全体でチームといいますか、協議した中で押さえられるもの等を取り立てられるものというものを把握した中で、これは最終の手段といいますか、だと思っておりますので、できる限り徴収に努めたいと思っております。

それから第 13 条における報告ですけども、前回、いこいの館の水道の件におきましては、和解をするために、議会で議決をいただいたという経過がございます。報告の前に決算等もございますので、そちらのほうで十分協議させていただきまして、手順を踏んだ中でさせて

いただけたらと思っております。すみません、ちょっと議決が必要な内容が含まれている場合は、もちろん議会で報告の前に議決ということになるかと思っております。ちょっと内容については、先ほど報告させていただく内容と同じような内容で議決をいただくものが出てくる可能性もあるということを考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

またこの条例はですね、令和 6 年 4 月 1 日から施行するということです。早急にですね、規則を定める必要があると思いますが、規則の制定はどのようなになるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさせていただきます。

今、施行規則の原案はつくっております。先ほど説明の中でも一部触れさせていただきましたように、台帳の記載事項であったり、督促の期限、督促後の期間というもの等を規定しておりまして、こちらも本日、この条例を可決いただいた後、規則の制定で決裁というふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 22 号、笠置町債権管理条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 22 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号、笠置町債権管理条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 9、発委第 1 号、笠置町議会委員会条例一部改正の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員長、由本委員長。

議会運営委員長（由本好史君） 発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに笠置町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。令和6年3月26日、笠置町議会運営委員会委員長、由本好史。

今回の条例一部改正につきましては、特別委員会の設置及び委員の選任に関する規定の見直しを行うものでございます。

それでは新旧対照表を御覧ください。

第5条第2項中「特別委員会委員」を「特別委員」に表現整理をするものとともに、第3項として、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議される間在任する、を加えるものでございます。これは特別委員の選任について規定した第7条第3項中、議会において選任し、が同条第4条中、議長が会議に諮って指名する、と重複していることから、議会において選任しを削り、本条第3項に移動させるものでございます。

次に第7条につきましては、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものでございまして、今回の改正は第7条中第2項を削り、第1項を第2項として、第1項として常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる、を加え、第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とするものでございます。

これは、第2項常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任すると、第5項任期満了前の選任との適応関係が条文上明確でないとの指摘があること及び委員の選任時期は町村によって様々であることから、選任時期に誤解が生じるものとなっていたこと、また第3項の特別委員の選任に関する規定は、議会において選任しが、第4項議長が会議に諮って指名すると重複していることから改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第10、発委第2号、笠置町議会会議規則一部改正の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員会、由本委員長。

議会運営委員長(由本好史君) 発委第2号、笠置町議会会議規則一部改正の件。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに笠置町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。令和6年3月26日、笠置町議会運営委員会委員長、由本好史。

今回の条例一部改正につきましては、現在の法令では使用されていない用語等、社会情勢に照らし所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に第3項として、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる、を加えるものです。第2項は、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更することができることを規定するものでして、第3項は、会議中でない時間は会議への宣告ができないため規定するものでございます。

次に、第103条中「つえ、傘、写真機及び録音機」を「傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められるものであって議長にあらかじめ届出たものについて」に改めるものでございます。今回の改正は、つえ、写真機及び録音機を削るとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものでございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(西 昭夫君) 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから発委第2号、笠置町議会会議規則一部改正の件の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第2号、笠置町議会会議規則一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第11、相楽広域行政組合議会議員の選挙、日程第12、国民健康保険山城病院組合議会議員の選挙、日程第13、相楽東部広域連合議会議員の選挙、日程第14、相楽中部消防組合議会議員の選挙、日程第15、加茂笠置組合議会議員の選挙を一括で行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

相楽広域行政組合議会議員に、西昭夫及び山本勝喜議員を指名します。

次に、国民健康保険山城病院組合議会議員に、由本好史議員を指名します。

次に、相楽東部広域連合議会議員に、西昭夫、向出健議員、山本勝喜議員、田中良三議員を指名します。

次に、相楽中部消防組合議会議員に、西昭夫、大倉博議員を指名します。

加茂笠置組合議会議員に、由本好史議員、向出健議員、松本俊清議員、大倉博議員、山本勝喜議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました各議員が当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました各議員が一部事務組合等議会議員に当選されました。

選挙の結果、相楽広域行政組合議会議員に、西昭夫及び山本勝喜議員、国民健康保険山城病院組合議会議員に、由本好史議員、相楽東部広域連合議会議員に、西昭夫、向出健議員、山本勝喜議員、田中良三議員、相楽中部消防組合議会議員に、西昭夫及び大倉博議員、加茂笠置組合議会議員に、由本好史議員、向出健議員、松本俊清議員、大倉博議員、山本勝喜議員がそれぞれ当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選の挨拶は省略します。

議長（西 昭夫君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで、本日の日程は全部終了しました。

ここで、3月31日をもって退任されます中町長より、退任の挨拶の申出がありました。

これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

3月31日をもって、笠置町長を退任することになりました。思い起こせば4年前ですね、桜が満開の中ですね、初登庁をし、しばらくしてからですね、笠置大橋の下のコハクチョウが飛んでいくというのを見ましてですね、大変めでたくまたうれしい思いをしました。白鳥がどこにいるのかちょっといろいろ探したんですけれども、それは分からなかったんですが、白鳥が来ることもあるんだなというようなことを思い出しております。

就任直後からですね、山積している多様な課題を1つずつ皆さんと一緒に解決してきた、

解決できたことについて御協力いただいたことに対して、住民の皆様、また、議会の議員の皆様に対して厚く御礼申し上げたいと思います。ただですね、行政の仕事というのはこれで終わるということはありませんし、全ての課題が解決したわけでもありません。新たな山本町長の下でですね、今後も引き続いて町政への御理解、御協力を賜りたいということで、私の退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西 昭夫君） 中町長におかれましては、４年間、町政発展に御尽力いただき誠にありがとうございました。退任後も健康に御留意され、笠置町発展のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、御礼の言葉といたします。

これで、会議を閉じます。

令和６年３月第１回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１０時３２分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭夫

署名議員 田中 良三

署名議員 由本 好史